

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中


郵便番号 〒100-8926

(ふりがな)

住所 ちよだくかすみがせき千代田区霞ヶ関2-1-3

(ふりがな)

氏名 こくどうつうしやう だいじんかんぼう きじゆつちやうさかちやう きたはし けんじ国土交通省 大臣官房 技術調査課長 北橋 建治

電話番号 

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

国土交通省における直轄事業では、河川・道路管理の効率的かつ確実な執行のため、多重無線、テレメータ、レーダ雨量計、ヘリコプター画像伝送システム等の整備を計画的に進め、約3万局の無線局により全国規模の通信・観測網を構成しております。これらの通信・観測設備は、河川・道路等の社会インフラの維持管理システム並びに防災システムに組み込まれ、国民の生命・財産を守るために必要不可欠な手段として有効に利用されております。

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」においては、現在、電波利用料の減免措置が設けられている国、地方自治体から一定の電波利用料負担を求めるべきとの提案がされておりますが、以下の理由から反対します。

- (1) 国土交通省の無線局は、防災業務の用に供するものとして国民の生命、財産保護に係る高い公共性を有しており、耐災害性やレーダの広域観測性等の特性から無線方式を採用している。このため電波利用以外の方法を探り得ず、電波利用料の徴収が電波利用システム以外への移行をはじめとする電波の有効利用のインセンティブに繋がらない。
- (2) 災害対策基本法第34条の規定に基づき中央防災会議が作成する「防災基本計画」においては、「国土交通省及び地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線の通信ネットワークにおいて、回線強化、移動通信回線の充実を図るものとする。」(風水害対策編)と記されているように、国土交通省の無線局は政府全体の防災対策として位置付けられている。電波利用料の徴収はその額の多少に関わらず、事務コストの発生をはじめとする維持費用の増大を招くこと等から、防災対策の制約となるおそれがあり、政府全体の防災対策の強化に逆行する。
- (3) 国土交通省の無線局では、地域負担を伴う会計予算を含むことから、全国約300の官署が個別に支出関連の事務手続きを行うことになる。これは、資金が国庫間で循環しているに過ぎないにも関わらず、大幅な行政事務の煩雑化と行政コストの増加を招き、行政のスリム化にも逆行する。